

- ※1 類似業種の平均株価から、配当、利益、簿価純資産の比率を元に株価を算定。株価は一定の斟酌(割引)が入る。
- ※2 相続税評価額に基づく純資産価額を元に株価を算定。
- ※3 類似業種比準方式と純資産価額方式を併用する方式。中会社の区分内でさらに3段階に区分し、それぞれの区分に応じて反映割合が決まる。